

# 自社ケース判定チェックリスト

手元の取引を思い浮かべながら、当てはまるものにチェックを入れてください。一つでも当てはまれば、取適法の対象になる可能性があります。

- 設計図・施工図・BIMモデル・測量データの作成を、外部に委託している
- プレカット材・特注建具・特注金物などを、仕様を指定して製造委託している
- 木型・治具など、製造のための型を外部に作らせている
- 製造した目的物の引渡しに必要な運送を、外部の運送業者に委託している
- 建設機械・設備の修理を、外部に委託している
- 追加工事の発注を、口頭（電話・口約束）で済ませることがある
- 協力会社の単価を、こちらの都合で長期間据え置いている
- 価格引き上げの申し入れに対し、協議の場を設けないことがある
- 手形（特に長期手形）で支払っている取引がある
- 自社の従業員数が100人を超えている、または取引先の規模を把握していない

## ご相談はこちら

「自社が対象か分からない」「どこから手をつければいいのか分からない」——そう感じたら、まずは確かめるところから始めてください。

### 弁護士法人リブラ法律事務所

大分市中島中央 2-2-2

電話：097-538-7720／FAX：097-538-7730

Email：lybra@triton.ocn.ne.jp

Web：lybralaw.com

初回相談料：30分 5,500円（税込）／Web相談・電話相談対応／相談のみで終了も可能